

## 田村のつぶやき 第34号

2024.12.4 発行

文責：島根県立江津高等学校長 田村康雄

### アンコンシャス・バイアス

まずは次の問題を考えてみてください。

路線バスに男子高校生2人、女子高校生3人が乗っています。コンビニ前のバス停で2人の女の子を連れた親が乗ってきました。次のバス停で男子高校生1人、女子高校生2人が降車しました。さて、この時点でバスの中には男性が何人いるでしょうか。（答えは次のページ）

「アンコンシャス・バイアス」という言葉を知っていますか。「バイアス」とは思い込み、偏見、先入観などを意味し、アンコンシャス・バイアスとは「無意識の偏見」という意味です。アンコンシャス・バイアスの例としては次のようなものがあります。

**確証バイアス**：自分の考えに合う情報や都合のいい情報ばかりに目が向く

（例：上場企業に入社すれば一生安泰だ、A型の人は几帳面）

**正常性バイアス**：自分にとって都合の悪い情報を無視し、自分に都合のいいように思い込む

（例：大雨警報で避難勧告が出ても自分は大丈夫、たまたま今回起こっただけ）

**集団同調性バイアス**：集団の中で同調圧力が強まり周囲に合わせてしまう

（例：みんなで渡れば怖くない、会議は満場一致が原則）

**ステレオタイプ**：性別、学歴、世代などの属性をもとに先入観や固定観念で相手を見る

（例：高齢者はSNSが苦手、外国人は自己主張が強い）

**権威バイアス**：権威ある人の言うことは間違いないと思い込む

（例：〇〇大学の教授によれば、〇〇新聞の報道によれば）

バイアスによる判断や言動が相手を傷つけたり、自分の可能性を狭めてしまったりする否定的な影響を及ぼすことがあります。根拠のない思い込み、特に「無意識の偏見」は、人間関係を悪化させ、チームワークを阻害するなど、人や組織の成長機会を奪います。一人一人違う個性や考えを認めないステレオタイプによる考え方やものの見方は偏見を生み、差別を助長することにつながります。

アンコンシャス・バイアスを解消する方法は、まずアンコンシャス・バイアスとは何かを「知る」こと、その上で、自身の日頃の行動に潜むアンコンシャス・バイアスに「気づく」ことが重要になります。自分に対する思い込みが自分自身を縛ったり、可能性を妨げたりしていないか、自問自答してみましよう。思い込みが偏見にそして差別へと向かわないよう、一旦立ち止まって「考える」ことを意識していこう。

（次へ続く）

【参考】江津市人権啓発センター発行「The 人権（ざ・じんけん）」

【冒頭の問題の答え】

「2人」と答えた人はバスの運転手を男性、コンビニ前のバス停から乗ってきた親子連れの親の性別を女性(母親)と無意識に決めてしまったのかもしれませんが。バスの運転手にも女性ドライバーはいますし、親子連れの親も父親かもしれません。この問題の文中では運転手や親の性別は明らかにされていないので、「わからない」が正解です。

ここで、もう1問。次の文章を読んで、どういうことか状況を説明してください。

あえて答えは示しません。友達や家族の人と対話をしてみてください。

父親が息子とドライブに出かけ、途中で事故にあいました。父親は即死、息子は重体で病院に運ばれました。手術室で彼をみた外科医は「これは私の息子だから、私には手術ができない。誰かほかの医師を呼んでください。」と言いました。

【人権週間】

12月4日から10日までは「人権週間」です。1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は「世界人権デー」と定められ、日本では、世界人権宣言が採択された翌年(昭和24年)から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重の普及高揚を呼びかけています。

「世界人権宣言」は全30条から成り、さまざまな基本的な権利が列挙されています。また、宣言でうたわれている自由と権利を、他の人の自由と権利をこわすために使ってはいけない、ということも書かれています。詩人で絵本作家の谷川俊太郎さんが、わかりやすい日本語に訳しています。

**第1条 みんな仲間だ**

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

**第30条 権利を奪う「権利」はない**

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

【参考】政府仮訳文(外務省ホームページより) ←こちらは非常にわかりにくい文章ですよ。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。